

## 1. 令和7年度の雇用保険料率

厚生労働省は、令和7年度の雇用保険料率の案内を公開しました。令和5年4月～令和7年3月までの保険料から0.1%引き下げとなりました。

◆**一般の事業の雇用保険料率**:労働者負担と事業主負担あわせて14.5/1,000となります(令和7年3月までは15.5/1,000)。失業等給付・育児休業給付の保険料率が労働者負担・事業主負担ともに6/1,000から5.5/1,000に変更になったことで0.1%引き下げられました。事業主のみ負担となる雇用保険二事業の保険料率についての変更はなく、3.5/1,000です。

◆**農林水産・清酒製造の事業**:雇用保険料率は労働者負担と事業主負担あわせて16.5/1,000となります(令和7年3月までは17.5/1,000)。

◆**建設の事業**:労働者負担と事業主負担あわせて17.5/1,000となります(令和7年3月までは18.5/1,000)。

厚生労働省「令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001401966.pdf>

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	③		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	<b>5.5/1,000</b>	<b>9/1,000</b>	5.5/1,000	3.5/1,000	<b>14.5/1,000</b>
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>6.5/1,000</b>	<b>10/1,000</b>	6.5/1,000	3.5/1,000	<b>16.5/1,000</b>
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	<b>6.5/1,000</b>	<b>11/1,000</b>	6.5/1,000	4.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

## 2. 自営業・フリーランスのための社会保険加入サービス？

本来、会社などに所属しない自営業やフリーランスの方は、健康保険は自治体あるいは業界団体が運営する国民健康保険、年金は国民年金に加入します。特に保険料を労使折半する会社の健康保険、厚生年金に加入する会社員を経験した方にとって国民健康保険は保険料負担を大きく感じ、かつ国民健康保険では家族を健康保険の被扶養者にも入れられないことから更に負担感を大きく感じる場所です。また国民年金は厚生年金に比べ障害年金や遺族年金、さらに将来の保障が比較的薄くなるのも気になるところです。

最近インターネットバナー広告やSNSで『自営業やフリーランスの方でも安く健康保険と厚生年金に入れる』という謳い文句のサービスを見かけるようになってきました。こういったサービスなのでしょうか。



サービス提供者は一般財団法人であることが多いようです。当該サービスに加入すると加入者は月々の会費を払います。サービス提供者は「理事報酬」として加入者に報酬を支払います。加入者はその一般財団法人の理事(≒株式会社という取締役)に相当)になり、報酬が安くとも一般財団法人から「報酬を支払われる者」になるので健康保険・厚生年金とも取得となります。会費は理事報酬よりも高いのですが、その差額でサービス提供者は健康保険料と厚生年金保険料を支払います。

従業員(=労働者)とすると、最低賃金と社会保険加入要件(概ね週30時間以上労働契約)の問題が出てくるので一般財団法人の役員として、最低賃金と社保加入要件の問題を回避しているものと思われます。

社会保険の本来の形ではなく違法なのではないかという声も聞きますが、今のところ日本年金機構はこういった一般社団法人からの資格取得届を受理しているようです。しかし持続的なサービスであるのか、考える必要はあると思います。

### ● 編集後記 ●

瀬戸内海で育ったため、子どもの頃からフェリーに親しんでおりました。先日、久しぶりに乗船したところ、その進化に驚かされました。船内には銭湯があり、海を眺めながら入浴ができるほか、一人ずつ区切られたコンセント付きの畳敷き仮眠スペースも完備されていました。移動時間を快適に過ごせる工夫が随所に施されており、大変感心いたしました。たまにはフェリーに揺られながら、ゆったりとした時間を過ごすのも良いかもしれません。(秋山)

**あおぞら人事・労務サポート**  
**特定社会保険労務士**  
 秋山幸子 (登録NO.13050514)  
 三鷹市下連雀3-38-4  
 三鷹産業プラザ307  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士(武蔵野統括支部)  
 メンバー:秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山